

令和元年7月12日付け基発第0712第3号「情報機器作業における
労働衛生管理のためのガイドラインについて」にかかる正誤表

場 所	本文の2 対象となる作業
誤	なお、情報機器作業における労働衛生管理のほか、心の健康への対処については、「 <u>事業場における労働者の心の健康の保持増進のための指針</u> 」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号、平成27年11月30日同第6号）に基づき必要な措置を講ずること。
正	なお、情報機器作業における労働衛生管理のほか、心の健康への対処については、「 <u>労働者の心の健康の保持増進のための指針</u> 」（平成18年3月31日健康保持増進のための指針公示第3号、平成27年11月30日同第6号）に基づき必要な措置を講ずること。

場 所	解説の「3 対策の検討及び進め方に当たっての留意事項」について
誤	なお、事業場におけるこれらの活動をより効果的に進めるためには、必要に応じ、 <u>都道府県産業保健推進センター、地域産業保健センター、労働衛生コンサルタント</u> 等の活用を図ることが望まれる。
正	なお、事業場におけるこれらの活動をより効果的に進めるためには、必要に応じ、 <u>産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、労働衛生コンサルタント</u> 等の活用を図ることが望まれる。